

第1章 計画策定にあたって

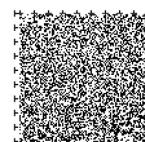
1. 計画策定の背景

平成12年4月に施行された介護保険制度は、サービス提供基盤が高齢者の在宅生活を支える制度として整備されてきています。施設給付の見直し(平成17年)、地域包括支援センターの設置、地域密着型サービスと地域支援事業の創設など予防重視型システムへの転換(平成18年)、在宅医療・介護連携や認知症施策などを推進するために地域支援事業が充実され、全国一律の基準で提供される予防給付のうち通所介護と訪問介護が地域支援事業に移行するなど、地域包括ケア体制の推進を図るための制度改正が行われました(平成27年)。

我が国の平均寿命は世界でも例のない最高水準となり、平成25年には国民の4人に1人が高齢者という時代を迎え、平成28年に高齢化率が27%を超えました。また、令和7年にはいわゆる団塊の世代が75歳以上となり、令和22年にはいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となることから、何らかの支援を必要とする高齢者が大幅に増加することが予想されています。

このような状況を踏まえ、介護保険事業計画は第6期から「地域包括ケア計画」として位置づけられ、令和7年までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することとされました。第7期計画では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制として、「地域包括ケアシステム」の深化・推進に取り組んできました。

第8期計画の策定にあたっては、令和7年までの見通しに加えて、いわゆる現役世代といわれる生産年齢人口(15~64歳)の減少が加速化し、現役世代人口が急減する令和22年も見据えることが重要となっています。そこで、介護予防・健康づくり施策の充実や認知症施策の充実、介護人材確保など、様々な課題に対応しながら、地域包括ケアシステムを推進していくための「第8期岩出市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」(以下、「本計画」という。)を策定します。



2. 介護保険制度の改正の主な内容

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案」が閣議決定されました。

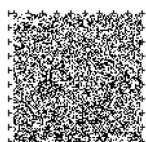
改正の概要は以下のとおりです。

(1) 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援【社会福祉法、介護保険法】

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。

(2) 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進【介護保険法、老人福祉法】

- ① 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。
- ② 市町村の地域支援事業における関連データの活用の努力義務を規定する。
- ③ 介護保険事業(支援)計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい(有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅)の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。



(3) 医療・介護のデータ基盤の整備の推進【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】

- ① 介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めることができると規定する。
- ② 医療保険レセプト情報等のデータベース(NDB)や介護保険レセプト情報等のデータベース(介護DB)等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供することができることとする。*
- ③ 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。*

(4) 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】

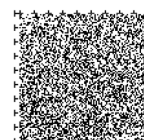
- ① 介護保険事業(支援)計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。
- ② 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。
- ③ 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。*

(5) 社会福祉連携推進法人制度の創設【社会福祉法】

社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。*

施行期日:令和3年4月1日。ただし、※を付した事項の施行期日は以下のとおり。

- 公布の日から2年を超えない範囲の政令で定める日
「(3)医療・介護のデータ基盤の整備の推進 ②」「(5)社会福祉連携推進法人制度の創設」
- 公布日
「(3)医療・介護のデータ基盤の整備の推進 ③」「(4)介護人材確保及び業務効率化の取組の強化③」



3. 計画の位置づけ

(1) 法令等の根拠

本計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定に基づく市町村老人福祉計画及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づく市町村介護保険事業計画です。

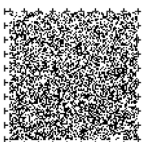
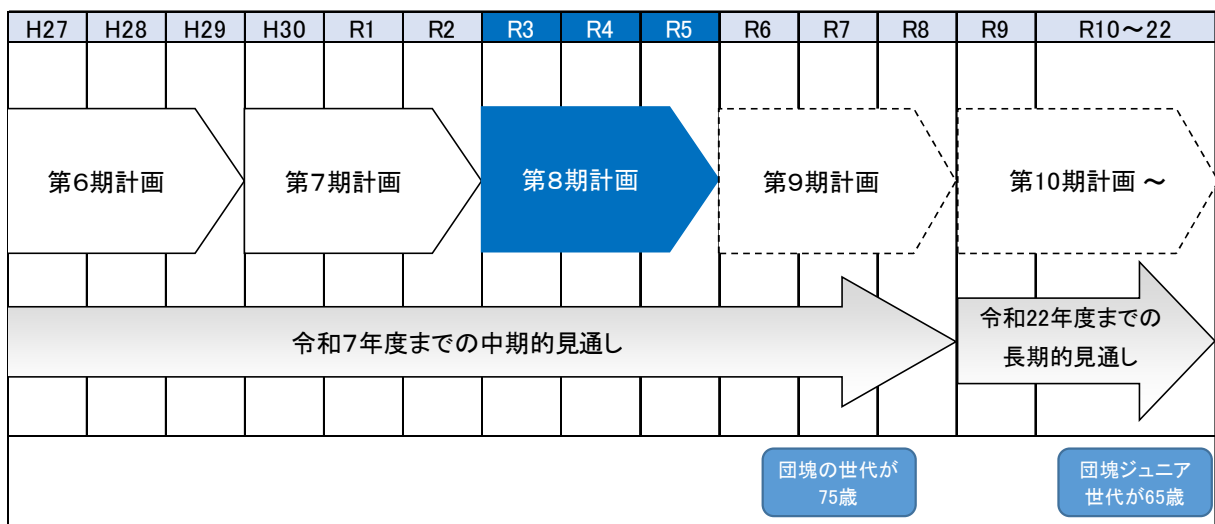
また、厚生労働大臣が定める「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」などに則して策定します。

(2) 他計画との関係

本計画は、まちづくりの総合的な方針を示す「第3次岩出市長期総合計画」に基づく高齢者施策全般を示すものであり、「第2次岩出市地域福祉計画」をはじめとする本市の関連計画と、和歌山県の「わかやま長寿プラン2021」との整合を図るものとします。

4. 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度とし、団塊の世代のすべてが後期高齢者となる令和7年度を視野に入れた計画とします。なお、次期計画（令和6年度から令和8年度）は令和5年度中に見直しを行い、策定することとなります。



5. 計画の策定体制

(1) 介護保険事業計画等策定委員会の設置

本計画の策定にあたっては、公募による被保険者代表、学識経験者、医療関係者代表、保健関係者代表及び福祉関係者代表により構成する「岩出市介護保険事業計画等策定委員会」を開催し、計画策定に関する審議を行いました。

(2) 基礎調査の実施

本計画策定にあたり、現状の課題や今後の施策の方向性を検討するための基礎資料を得ることを目的に調査を実施しました。

調査は、高齢者の生活状況や意向等アンケート調査、在宅介護実態調査の2種類の調査を実施しました。高齢者の生活状況や意向等アンケート調査では、高齢者、要介護等認定者を対象に、要介護状態になる前的高齢者について、要介護状態になるリスクの発生状況、各種リスクに影響を与える日常生活の状況を把握し、地域の抱える課題を特定するため実施しました。

また、在宅介護実態調査では、在宅介護の実態を把握するため、在宅で介護を受けている要介護等認定者を対象に、介護の実態や介護者について検討するため実施しました。

【基礎調査】

		配布数	有効回答数	有効回収率
高齢者の生活状況や 意向等アンケート調査	一般高齢者	1,500	974	64.9%
	要介護等認定者	1,500	697	46.5%
在宅介護実態調査		600	400	66.7%

(3) パブリックコメントの実施

本計画について、市民から広く意見を反映するためのパブリックコメントを令和2年12月25日から令和3年1月29日にかけて実施しました。

